

## 2級商簿 ポイントレッスン講座

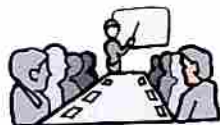


### 株式会社会計

- (1) 株式会社のしくみ
- (2) 準備金と剰余金
- (3) 会社の設立
- (4) 剰余金の配当
- (5) 会社の税務

#### (1) 株式会社のしくみ

株式会社では「所有と経営の分離」と言われているように、会社のおカネは社長さん個人のモノではありません。株主さんたちが少しずつ出し合ったおカネで会社を作り、そのおカネを元手にして、利益を生み出すのが社長さんはじめ経営陣の仕事です。



株主さんたちは、フツーは「経営がしたい」のではなく「利益(配当金)の分配をもらう」ために株主になっています。せっかく株主さんたちがおカネを出してくれているのに、経営陣の勝手な判断で会社がつぶれてしまわないように**会社法**という法律がいろいろな規制をしています。会社法では「会社の利益は株主のもの」と考えているので、その利益の使い道にもいろいろ口をはさんでいきます。

#### 株式会社の資本金 (会社法に基づく)



\*太字が2級でベンキョーする範囲です

#### (2) 準備金と剰余金

前ページのように、株式会社の資本(純資産の部)は細かく分類されています。4級でベンキョーした **資産-負債=資本(資本等式)** が示している「資本」は、**会社法では「純資産」と呼ばれています。**

資産	負債	} 純資産の部
	資本	

株式会社のベンキョーを始めると難しい名前前の科目が多くなりますが、特にしっかりと区別しておかないとマズイのが、次の2組です。

- ① 資本準備金 と 資本剰余金
- ② 利益準備金 と 利益剰余金

大ざっぱに言うと「剰余金グループの班長さんは準備金」です。例えば、資本剰余金というグループの中に「資本準備金」という名前前の班長さんがいて、残りのメンバーには有名な人や無名人(?)がいるいろ集まっています。利益剰余金グループも、班長さんの名前は利益準備金で、残りのメンバーにはいろんな名前の人(?)が集まっています。



#### 資本剰余金の全体

その他の資本剰余金

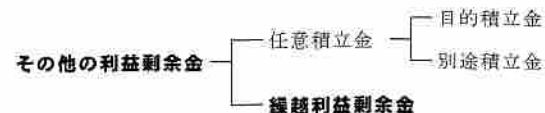
資本準備金

#### 利益剰余金の全体

その他の利益剰余金

利益準備金

資本準備金はそれだけでも科目の名前ですが、もう少し詳しい名前前で **株式払込剰余金** として出てくることもあります。利益準備金はこれ以上細かい名前はないので、そのまま利益準備金しかありません。利益剰余金グループで、班長さん以外のメンバーは「その他の利益剰余金」ということになりませんが、これはさらに分類されて次のようになります。



### (3) 会社の設立

株式会社の資本金とは、

- ①株式を発行して
- ②それを誰かが買って来て（株主となる）
- ③そのお金を会社の経営に使う
- ④儲かったら株主に配当を出す



という仕組みです。従って「株式を発行する」ということは、会社にとっては「お金を入金されて、それって資本金！」という仕訳になります。フツーは当座預金に入金されますが、株券を渡す前からお金を先にもらう場合には「別段預金」というところで預かっておかなければなりません。

また、入金されたお金についても、全額が資本金になるのではなくて「半分までは資本金にしなくてもいい」という特例もあります。ある意味「法律で認められた裏金」と考えることも出来るかもしれません。これは**株式払込剰余金**として受け入れることとなります。会社としては、オモテの資本金を基準に配当を決めたりするので、全額オモテの資本金になるよりも、半分くらいは裏の資本金になった方が何かと都合がいいのです。



### 練習問題にチャレンジ

次の各取引を仕訳しなさい

- (1) 会社設立につき、株式500株を1株80,000円で発行した。払込全額は当座預金に入金された。
- (2) 会社設立につき、株式500株を1株80,000円で発行した。払込全額は当座預金に入金された。但し、資本組入額は会社法規定の最低限度とすること。

使用科目：当座預金・資本金・株式払込剰余金

	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
(1)				
(2)				



わかりにくいところは、遠慮なく質問しましょう！

	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
(1)	当座預金	40,000,000	資本金	40,000,000
(2)	当座預金	40,000,000	資本金	20,000,000
			株式払込剰余金	20,000,000

実は、会社を設立するまでにはいろいろな法的手続きが必要です。例えば、法務局に書類を出すにも交通費や印紙代などかかってくるでしょうし、他にも会社の準備のためにいろいろなおカネを使い、その都度誰かが立て替えて払っているはずで、そういった「会社を設立するまでにかかる費用」を**創立費**と言います。設立時の株式発行にかかる費用も創立費になります。



この創立費は、①フツーの費用(営業外費用)として仕訳するか、②後にベンキョーする「繰延資産」として仕訳するか、のパターンがあります。原則としては①のパターンですが検定試験では②を開かれるのがフツーです。



### 練習問題にチャレンジ

次の取引を仕訳しなさい

- (1) 会社設立につき、株式500株を1株80,000円で発行した。払込全額は当座預金に入金された。これに伴う諸費用1,000,000円は小切手を振り出して支払った。

使用科目：当座預金・資本金・創立費

	借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
(1)				